

令和 8 年度
大船渡陸前高田地区水門・陸閘電気設備保守点検業務委託
特記仕様書

第 1 章 総 則

第 1 条 適用範囲

本仕様書は、大船渡陸前高田地区水門・陸閘電気設備保守点検業務委託に関して必要な事項を定める。

第 2 条 業務目的

本業務は、対象となる電気設備（又は施設）が使用条件を考慮して十分機能を発揮し安全確実に履行できるよう点検及び整備を行うものである。

第 3 条 一般事項

水門設備の点検・整備にあたっては、設計図書によるほか、次の基準・要領等に準拠するものとする。

- (1) 共通仕様書（Ⅰ～Ⅲ）岩手県県土整備部
- (2) 岩手県海岸保全施設等設計マニュアル（岩手県）
- (3) 遠隔操作監視設計マニュアル（岩手県）
- (4) 日本産業規格（J I S）
- (5) 日本電機工業会標準規格（J E M）
- (6) 電気規格調査会規格（J E C）
- (7) 内線規程
- (8) 電気通信施設点検業務共通仕様書（案）（国土交通省）
- (9) 電気通信施設点検基準（案）（国土交通省）
- (10) その他、関係法令規則

第 4 条 点検対象施設

点検対象施設は、別表 1 によるものとする。

第 2 章 点 検

第 1 条 目 的

点検の目的は、電気設備（又は施設）の偶発的損傷、構造的損傷及び経年的損傷などによる不良部分を発見することによる設備機能損失の未然防止のほか、計画的な整備・更新のために設備健全度や劣化傾向を把握し、修理・改善を行うための資料を得ることを目的とする。

第 2 条 点検対象範囲

点検を行う電気設備（又は施設）は、音声記録放送装置、計測機器（水位計）とし、点検対象範囲は別表 2 によるものとする。

第 3 条 点検内容

- 1 点検内容は、定期点検（1 回/年）とし各点検について点検方法、測定箇所等を記入した点検要領を点検・整備業務計画書にて監督職員に提出するものとする。

- 2 外部から目視による点検及び分解を伴う内部の目視点検のほか、端子の増し締め、点検用器具（絶縁抵抗計、接地抵抗、デジタルマルチメータ、クランプメータ等）を用いての点検とし、点検項目等は点検記録表（様式1～4）による。
- 3 点検時には、設備の機能維持のための清掃、調整、部品交換、修理等を行い、総合点検（総合操作からの機能確認及び調整）を実施するものとする。
- 4 点検の結果、整備が必要と判断される場合は、監督職員に協議のうえ決定するものとし、応急措置・復旧に要する部品等は受注者が監督職員と協議の上調達すること。ただし、予備品等が存在する部品は発注者から支給するものとする。

第4条 点検作業

受注者は、点検作業については次によるものとする。

- 1 電気設備（又は施設）の点検においては、事前に各設備の設置目的、使用環境、周辺状況、過去の故障・修理・改造・点検の履歴等、点検履行に必要な設備特性を考慮のうえ、履行するものとする。
- 2 点検実施者は、当該電気設備（又は施設）の機能、構造等に精通し、かつ点検に十分な知識と経験を有するものとする。
- 3 点検にあたっては、事前に作業手順、作業工程について検討のうえ、履行するものとする。
- 4 点検においては外観等の状態を確認する箇所は十分な清掃（除雪、氷撤去含む）を実施するものとする。
- 5 点検項目に基づき点検時に点検記録表に記入するものとし、項目毎に異常の有無を確認するものとする。
- 6 点検及び整備後、設備が確実に機能することを試運転等により確認するものとする。
- 7 点検中、早急に修理又は改善を要する不良、不具合箇所を発見した場合は、速やかに監督職員に報告するものとする。
- 8 点検にあたっては、当該電気設備（又は施設）の機能面及び安全面の確認を行うものとし、改善及び対策が必要と思われる場合は、点検・整備業務報告書にて監督職員に報告するものとする。
- 9 管内の水門および陸閘は遠隔指令を優先する（機側操作盤にて「機側」操作を選択した場合でも、遠隔指令信号が入力されると強制的に「遠隔」操作に切替わる）回路となっている。作業員の安全を確保するために、別紙1-1～1-2の手順により機器ロック（遠隔指令遮断）を行ったうえで点検するものとする。

第5条 機械器具、測定器具等

- 1 受注者は、点検に要する仮設資材及び点検用器具（絶縁抵抗計、接地抵抗、デジタルマルチメータ、クランプメータ等）について、設計図書に示される条件に基づき、受注者の責任と費用負担により準備するものとする。
ただし、備えつけの特殊工具については、監督職員の承諾を得て使用できるものとする。
- 2 点検において、作業場所に建設機械を配置する場合は、作業性、安全性に十分留意し配置するものとする。

第3章 点検記録の作成

第1条 点検記録

- 1 点検及び整備記録の作成にあたっては、水門・陸閘の種別ごとの点検項目に基づき、設備・機器の状況変化や経過等が把握できるよう、点検結果の記録を整理作成するものとする。
- 2 点検記録表は、点検記録表（様式1～4）を標準とし、必要に応じて項目を追加または削除し、作成するものとする。

- 3 点検及び整備の結果、不具合箇所があった場合は、当該箇所の状態、原因、処置方法もしくは改善方法を取りまとめ、点検整備詳細報告書（様式2）に写真等現場状況を確認出来る資料を添付のうえ、報告するものとする。

第2条 提出書類

点検及び整備完了後、以下の書類を作成し監督職員に提出するものとする。

- 1 点検整備総括表（様式1）
- 2 点検整備詳細報告書（様式2）
- 3 点検記録表（様式3）
- 4 測定記録等詳細報告書（様式4）

第4章 特記事項

第1条 故障発生時の対応

水門・陸閘の電気設備等に関する故障が発生した場合、発注者と受注者が協議の上、その対応を行うこととする。

第2条 普金1～3号陸閘および跡浜1号陸閘での門扉動作試験について

普金1～3号陸閘および跡浜1号陸閘での門扉動作を伴う試験については、隣接する民間工場の操業に支障とならないよう点検日時等の綿密な調整を要する。当該箇所での点検時期および点検内容等を事前に発注者へ立案すること。

第3条 その他

本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

水門・陸閘

No	市町名	設備名称	設置場所	地区名	種別	型式	開閉方式	門数
1	大船渡市	浦浜水門	三陸町	越喜来沖田	水門	電動	遠隔操作	1
2	大船渡市	泊水門	三陸町	越喜来泊	水門	電動	遠隔操作	1
3	大船渡市	甫嶺水門	三陸町	越喜来甫嶺	水門	電動	遠隔操作	1
4	大船渡市	矢作水門	三陸町	越喜来甫嶺	水門	電動	遠隔操作	1
5	大船渡市	後の入川水門	赤崎町	生形	水門	電動	遠隔操作	1
6	大船渡市	須崎川水門	大船渡町	茶屋前・野々田	水門	電動	遠隔操作	1
7	大船渡市	大立水門	赤崎町	大立	水門	電動	遠隔操作	1
8	大船渡市	野々田水門	大船渡町	野々田	水門	電動	遠隔操作	1
9	大船渡市	清水水門	赤崎町	清水	水門	電動	遠隔操作	1
10	大船渡市	茶屋前水門	大船渡町	茶屋前	水門	電動	遠隔操作	1
11	陸前高田市	浜田水門	高田町	下宿	水門	電動	遠隔操作	2
12	陸前高田市	長部川水門	気仙町	湊	水門	電動	遠隔操作	1
13	陸前高田市	気仙川水門	気仙町	砂盛	水門	電動	遠隔操作	5
14	大船渡市	跡浜1号陸閘	赤崎町	跡浜	陸閘	電動	遠隔操作	1
15	大船渡市	跡浜2号陸閘	赤崎町	跡浜	陸閘	電動	遠隔操作	1
16	大船渡市	跡浜3号陸閘	赤崎町	跡浜	陸閘	電動	遠隔操作	1
17	大船渡市	跡浜4号陸閘	赤崎町	跡浜	陸閘	電動	遠隔操作	1
18	大船渡市	跡浜5号陸閘	赤崎町	生形	陸閘	電動	遠隔操作	1
19	大船渡市	跡浜6号陸閘	赤崎町	山口	陸閘	電動	遠隔操作	1
20	大船渡市	跡浜7号陸閘	赤崎町	山口	陸閘	電動	遠隔操作	1
21	大船渡市	普金1号陸閘	赤崎町	跡浜	陸閘	電動	遠隔操作	1
22	大船渡市	普金2号陸閘	赤崎町	跡浜	陸閘	電動	遠隔操作	1
23	大船渡市	普金3号陸閘	赤崎町	跡浜	陸閘	電動	遠隔操作	1
24	大船渡市	茶屋前中継所	大船渡町	茶屋前	-	-	-	-
25	大船渡市	茶屋前1号陸閘	大船渡町	茶屋前	陸閘	電動	遠隔操作	1
26	大船渡市	茶屋前2号陸閘	大船渡町	茶屋前	陸閘	電動	遠隔操作	1
27	大船渡市	茶屋前3号陸閘	大船渡町	茶屋前	陸閘	電動	遠隔操作	1
28	大船渡市	茶屋前4号陸閘	大船渡町	茶屋前	陸閘	電動	手動	1
29	大船渡市	永浜1号陸閘	赤崎町	大立	陸閘	電動	遠隔操作	1
30	大船渡市	永浜2号陸閘	赤崎町	永浜	陸閘	電動	手動	1
31	大船渡市	永浜3号陸閘	赤崎町	永浜	陸閘	電動	遠隔操作	1
32	大船渡市	永浜4号陸閘	赤崎町	永浜	陸閘	電動	手動	1
33	大船渡市	山口1号陸閘	赤崎町	山口	陸閘	電動	手動	1
34	大船渡市	山口2号陸閘	赤崎町	山口	陸閘	電動	遠隔操作	1
35	大船渡市	山口3号陸閘	赤崎町	山口	陸閘	電動	遠隔操作	1
36	大船渡市	山口4号陸閘	赤崎町	山口	陸閘	電動	遠隔操作	1
37	大船渡市	山口5号陸閘	赤崎町	大立	陸閘	電動	遠隔操作	1
38	大船渡市	山口6号陸閘	赤崎町	大立	陸閘	電動	遠隔操作	1
39	大船渡市	野々田1号陸閘	大船渡町	野々田	陸閘	電動	遠隔操作	1
40	大船渡市	野々田2号陸閘	大船渡町	野々田	陸閘	電動	遠隔操作	1
41	大船渡市	野々田3号陸閘	大船渡町	野々田	陸閘	電動	手動	1
42	大船渡市	清水1号陸閘	赤崎町	清水	陸閘	電動	遠隔操作	1
43	大船渡市	清水2号陸閘	赤崎町	清水	陸閘	電動	遠隔操作	1
44	大船渡市	清水3号陸閘	赤崎町	清水	陸閘	電動	遠隔操作	1
45	大船渡市	清水4号陸閘	赤崎町	清水	陸閘	電動	遠隔操作	1
46	大船渡市	清水5号陸閘	赤崎町	清水	陸閘	電動	遠隔操作	1
47	大船渡市	清水6号陸閘	赤崎町	清水	陸閘	電動	遠隔操作	1
48	大船渡市	清水7号陸閘	赤崎町	清水	陸閘	電動	遠隔操作	1
49	大船渡市	清水8号陸閘	赤崎町	清水	陸閘	電動	遠隔操作	1
50	大船渡市	清水9号陸閘	赤崎町	清水	陸閘	電動	遠隔操作	1

設備区分	細別	点検頻度	点検項目
音声記録放送装置	音声記録放送装置 サイレン サイレン制御盤 回転灯 回転灯制御盤 スピーカー 遮断機 遮断機制御盤	1年に1回	・巡視で把握できない箇所の異常の有無 ・軽微な手入れ清掃 ・動作試験
電気設備	耐雷トランス スコットトランス	1年に1回	・巡視で把握できない箇所の異常の有無 ・軽微な手入れ清掃
計測機器	水位計	1年に1回	・亀裂、磨耗、たわみ、変形、腐食、取付ボルトの緩み等の点検 ・各種計測 ・開度計、水位計の指示点検 ・動作試験 ・清掃
電源設備	無停電電源装置（MSE形） 無停電電源装置（汎用小型UPS）	1年に1回	・巡視で把握できない箇所の異常の有無 ・軽微な手入れ清掃 ・測定試験（蓄電池電圧、温度測定）

点検整備総括表

						令和 年度
施設	点検機器	単位	数量	点検実施日	判定ランク	備考
浦 浜 水 門	音声記録放送装置	台	1			
	サイレン	局	1			
	サイレン制御盤	台	1			
	回転灯	局	2			
	回転灯制御盤	台	1			
	スピーカー	局	1			
	内水位計(電波式)	台	1			
	外水位計(水圧式)	台	1			
	耐雷トランス	台	1	—	—	
	無停電電源装置(7.5kVA)	台	1	—	—	
泊 水 門	音声記録放送装置	台	1			
	サイレン	局	1			
	サイレン制御盤	台	1			
	回転灯	局	2			
	回転灯制御盤	台	1			
	スピーカー	局	1			
	内水位計(電波式)	台	1			
	外水位計(水圧式)	台	1			
	耐雷トランス	台	1	—	—	
	無停電電源装置(7.5kVA)	台	1	—	—	
甫 嶺 水 門	音声記録放送装置	台	1			
	サイレン	局	1			
	サイレン制御盤	台	1			
	回転灯	局	2			
	回転灯制御盤	台	1			
	スピーカー	局	1			
	内水位計(電波式)	台	1			
	外水位計(水圧式)	台	1			
	耐雷トランス	台	1	—	—	
	無停電電源装置(7.5kVA)	台	1	—	—	
矢 作 水 門	音声記録放送装置	台	1			
	サイレン	局	1			
	サイレン制御盤	台	1			
	回転灯	局	2			
	回転灯制御盤	台	1			
	スピーカー	局	1			
	内水位計(電波式)	台	1			
	外水位計(水圧式)	台	1			
	耐雷トランス	台	1	—	—	
	無停電電源装置(7.5kVA)	台	1	—	—	
【特記事項】						
判定ランク凡例						
A 機能上は問題なく、現状維持または経過観察等に対応できるもの						
B 機能上は問題ないが、精密な調査または補修等を要するもの						
C 至急改修を要するもの						

点検整備総括表

						令和 年度
施設	点検機器	単位	数量	点検実施日	判定ランク	備考
後の 入川 水門	音声記録放送装置	台	1			
	サイレン	局	1			
	サイレン制御盤	台	1			
	回転灯	局	1			
	回転灯制御盤	台	1			
	スピーカー	局	1			
	内水位計(電波式)	台	1			
	外水位計(水圧式)	台	1			
	耐雷トランス	台	1	—	—	
	無停電電源装置(15kVA)	台	1	—	—	
須崎川 水門	音声記録放送装置	台	1			
	サイレン	局	1			
	サイレン制御盤	台	1			
	回転灯	局	2			
	回転灯制御盤	台	1			
	スピーカー	局	1			
	内水位計(電波式)	台	1			
	外水位計(水圧式)	台	1			
	耐雷トランス	台	1	—	—	
	無停電電源装置(15kVA)	台	1	—	—	
大立 水門	音声記録放送装置	台	1			
	サイレン	局	1			
	サイレン制御盤	台	1			
	回転灯	局	1			
	回転灯制御盤	台	1			
	スピーカー	局	1			
	内水位計(電波式)	台	1			
	外水位計(水圧式)	台	1			
	耐雷トランス・スコットトランス	台	2	—	—	
	UPS(15kVA)	台	1	—	—	
野々 田水門	音声記録放送装置	台	1			
	サイレン	局	1			
	サイレン制御盤	台	1			
	回転灯	局	1			
	回転灯制御盤	台	1			
	スピーカー	局	1			
	内水位計(電波式)	台	1			
	外水位計(水圧式)	台	1			
	耐雷トランス	台	2	—	—	
	無停電電源装置(7.5kVA)	台	1	—	—	
【特記事項】						
判定ランク凡例						
A 機能上は問題なく、現状維持または経過観察等に対応できるもの						
B 機能上は問題ないが、精密な調査または補修等を要するもの						
C 至急改修を要するもの						

点検整備総括表

						令和 年度
施設	点検機器	単位	数量	点検実施日	判定ランク	備考
清水水門	音声記録放送装置	台	1			
	サイレン	局	1			
	サイレン制御盤	台	1			
	回転灯	局	1			
	回転灯制御盤	台	1			
	スピーカー	局	1			
	内水位計(電波式)	台	1			
	外水位計(水圧式)	台	1			
	耐雷トランス・スコットトランス	台	2	—	—	
	UPS(15kVA)	台	1	—	—	
茶屋前水門	音声記録放送装置	台	1			
	サイレン	局	1			
	サイレン制御盤	台	1			
	回転灯	局	1			
	回転灯制御盤	台	1			
	スピーカー	局	2			
	内水位計(電波式)	台	1			
	外水位計(水圧式)	台	1			
	耐雷トランス・スコットトランス	台	2	—	—	
	UPS(15kVA)	台	1	—	—	
浜田水門	音声記録放送装置	台	1			
	サイレン	局	1			
	サイレン制御盤	台	1			
	回転灯	局	2			
	回転灯制御盤	台	1			
	スピーカー	局	1			
	内水位計(水圧式)	台	1			
	外水位計(水圧式)	台	1			
	耐雷トランス	台	1	—	—	
	無停電電源装置(15kVA)	台	1	—	—	
長部川水門	音声記録放送装置	台	1			
	サイレン	局	1			
	サイレン制御盤	台	1			
	回転灯	局	2			
	回転灯制御盤	台	1			
	スピーカー	局	1			
	内水位計(電波式)	台	1			
	外水位計(水圧式)	台	1			
	耐雷トランス	台	1	—	—	
	無停電電源装置(15kVA)	台	1	—	—	
【特記事項】						
判定ランク凡例						
A 機能上は問題なく、現状維持または経過観察等に対応できるもの						
B 機能上は問題ないが、精密な調査または補修等を要するもの						
C 至急改修を要するもの						

点検整備総括表

						令和 年度
施設	点検機器	単位	数量	点検実施日	判定ランク	備考
気仙川水門	音声記録放送装置	台	1			
	サイレン	局	1			
	サイレン制御盤	台	1			
	回転灯	局	4			
	回転灯制御盤	台	2			
	スピーカー	局	1			
	内水位計(水压式)	台	1			
	外水位計(水压式)	台	1			
	耐雷トランス	台	1	—	—	
	無停電電源装置(15kVA)	台	1	—	—	
	総括監視盤	台	1			
跡浜1号陸閘	耐雷トランス	台	1	—	—	
	陸閘用UPS(7.5kVA)	台	1	—	—	
	回転灯制御盤	台	1			
	回転灯	局	1			
	音声記録放送装置	台	1			
	スピーカー	局	1			
跡浜2号陸閘	耐雷トランス	台	1	—	—	
	陸閘用UPS(7.5kVA)	台	1	—	—	
	回転灯制御盤	台	1			
	回転灯	局	1			
	音声記録放送装置	台	1			
	スピーカー	局	1			
跡浜3号陸閘	耐雷トランス	台	1	—	—	
	陸閘用UPS(7.5kVA)	台	1	—	—	
	回転灯制御盤	台	1			
	回転灯	局	1			
	音声記録放送装置	台	1			
	スピーカー	局	1			
跡浜4号陸閘	耐雷トランス	台	1	—	—	
	陸閘用UPS(7.5kVA)	台	1	—	—	
	回転灯制御盤	台	1			
	回転灯	局	1			
	遮断機制御盤	台	1			
	遮断機	式	1			
	音声記録放送装置	台	1			
	スピーカー	局	1			
跡浜5号陸閘	耐雷トランス	台	1	—	—	
	陸閘用UPS(7.5kVA)	台	1	—	—	
	回転灯制御盤	台	1			
	回転灯	局	1			
	音声記録放送装置	台	1			
	スピーカー	局	1			
【特記事項】						
判定ランク凡例						
A 機能上は問題なく、現状維持または経過観察等に対応できるもの						
B 機能上は問題ないが、精密な調査または補修等を要するもの						
C 至急改修を要するもの						

点検整備総括表

						令和 年度
施設	点検機器	単位	数量	点検実施日	判定ランク	備考
跡浜 6号 陸 閘	耐雷トランス	台	1	—	—	
	陸閘用UPS(7.5kVA)	台	1	—	—	
	回転灯制御盤	台	1			
	回転灯	局	1			
	遮断機制御盤	台	1			
	遮断機	式	1			
	音声記録放送装置	台	1			
	スピーカー	局	1			
跡浜 7号 陸 閘	耐雷トランス	台	1	—	—	
	陸閘用UPS(7.5kVA)	台	1	—	—	
	回転灯制御盤	台	1			
	回転灯	局	1			
	音声記録放送装置	台	1			
	スピーカー	局	1			
	回転灯	局	1			
普 金 1号 陸 閘	耐雷トランス	台	1	—	—	
	陸閘用UPS(5.0kVA)	台	1	—	—	
	回転灯制御盤	台	1			
	回転灯	局	1			
	音声記録放送装置	台	1			
	スピーカー	局	1			
	回転灯	局	1			
	音声記録放送装置(3号陸閘操作室内)	台	1			
陸 閘 2号 普 金	スピーカー	局	1			
	回転灯	局	1			
普 金 3号 陸 閘	耐雷トランス	台	1	—	—	
	陸閘用UPS(5.0kVA)	台	1	—	—	
	回転灯制御盤(2・3号陸閘共有)	台	1			
	回転灯	局	1			
	音声記録放送装置	台	1			
	スピーカー	局	1			
中 茶 屋 所 前	耐雷トランス	台	2	—	—	
	陸閘用UPS(7.5kVA)	台	1	—	—	
	サイレン	局	1			
	サイレン制御盤	台	1			
茶 屋 前 1号 陸 閘	耐雷トランス	台	1	—	—	
	陸閘用UPS(7.5kVA)	台	1	—	—	
	回転灯制御盤	台	1			
	回転灯	局	1			
	遮断機制御盤	台	1			
	遮断機	式	1			
	音声記録放送装置	台	1			
	スピーカー	局	1			
【特記事項】						
判定ランク凡例						
A 機能上は問題なく、現状維持または経過観察等に対応できるもの						
B 機能上は問題ないが、精密な調査または補修等を要するもの						
C 至急改修を要するもの						

点検整備総括表

						令和 年度
施設	点検機器	単位	数量	点検実施日	判定ランク	備考
茶屋前2号陸閘	耐雷トランス	台	1	—	—	
	陸閘用UPS(7.5kVA)	台	1	—	—	
	回転灯制御盤	台	1			
	回転灯	局	1			
	遮断機制御盤	台	1			
	遮断機	式	1			
	音声記録放送装置	台局	1			
	スピーカー	局	1			
茶屋前3号陸閘	耐雷トランス	台	2	—	—	
	陸閘用UPS(7.5kVA)	台	1	—	—	
	回転灯制御盤	台	1			
	回転灯	局	1			
	音声記録放送装置	台局	1			
	スピーカー	局	1			
茶屋前4号陸閘	耐雷トランス	台	1	—	—	
	陸閘用UPS(7.5kVA)	台	1	—	—	
	回転灯制御盤	台	1			
	回転灯	局	1			
	音声記録放送装置	台局	1			
	スピーカー	局	1			
永浜1号陸閘	耐雷トランス	台	1	—	—	
	陸閘用UPS(7.5kVA)	台	1	—	—	
	回転灯制御盤	台	1			
	回転灯	局	1			
	音声記録放送装置	台局	1			
	スピーカー	局	1			
永浜2号陸閘	耐雷トランス	台	2	—	—	
	陸閘用UPS(7.5kVA)	台	1	—	—	
	回転灯制御盤	台	1			
	回転灯	局	1			
	音声記録放送装置	台局	1			
	スピーカー	局	1			
永浜3号陸閘	耐雷トランス	台	2	—	—	
	陸閘用UPS(7.5kVA)	台	1	—	—	
	回転灯制御盤	台	1			
	回転灯	局	1			
	音声記録放送装置	台局	1			
	スピーカー	局	1			
永浜4号陸閘	耐雷トランス	台	2	—	—	
	陸閘用UPS(7.5kVA)	台	1	—	—	
	回転灯制御盤	台	1			
	回転灯	局	1			
	音声記録放送装置	台局	1			
	スピーカー	局	1			
【特記事項】						
判定ランク凡例						
A 機能上は問題なく、現状維持または経過観察等に対応できるもの						
B 機能上は問題ないが、精密な調査または補修等を要するもの						
C 至急改修を要するもの						

点検整備総括表

令和 年度						
施設	点検機器	単位	数量	点検実施日	判定ランク	備考
山口 1 号 陸 閘	耐雷トランス	台	2	—	—	
	陸閘用UPS(7.5kVA)	台	1	—	—	
	回転灯制御盤	台	1			
	回転灯	局	1			
	音声記録放送装置	台	1			
	サイレン	局	1			
	サイレン制御盤	台	1			
	スピーカー	局	1			
山口 2 号 陸 閘	耐雷トランス	台	1	—	—	
	陸閘用UPS(7.5kVA)	台	1	—	—	
	回転灯制御盤	台	1			
	回転灯	局	1			
	音声記録放送装置	台	1			
	スピーカー	局	1			
山口 3 号 陸 閘	耐雷トランス	台	1	—	—	
	陸閘用UPS(7.5kVA)	台	1	—	—	
	回転灯制御盤	台	1			
	回転灯	局	1			
	音声記録放送装置	台	1			
	スピーカー	局	1			
山口 4 号 陸 閘	耐雷トランス	台	1	—	—	
	陸閘用UPS(7.5kVA)	台	1	—	—	
	回転灯制御盤	台	1			
	回転灯	局	1			
	遮断機制御盤	台	1			
	遮断機	式	1			
	音声記録放送装置	台	1			
	スピーカー	局	1			
山口 5 号 陸 閘	耐雷トランス	台	1	—	—	
	陸閘用UPS(7.5kVA)	台	1	—	—	
	回転灯制御盤	台	1			
	回転灯	局	1			
	遮断機制御盤	台	1			
	遮断機	式	1			
	音声記録放送装置	台	1			
	スピーカー	局	1			
	サイレン	局	1			
	サイレン制御盤	台	1			
山口 6 号 陸 閘	耐雷トランス	台	1	—	—	
	陸閘用UPS(7.5kVA)	台	1	—	—	
	回転灯制御盤	台	1			
	回転灯	局	1			
	音声記録放送装置	台	1			
	スピーカー	局	1			
【特記事項】						
判定ランク凡例						
A 機能上は問題なく、現状維持または経過観察等に対応できるもの						
B 機能上は問題ないが、精密な調査または補修等を要するもの						
C 至急改修を要するもの						

点検整備総括表

						令和 年度
施設	点検機器	単位	数量	点検実施日	判定ランク	備考
野々田 1号 陸間	耐雷トランス	台	1	—	—	
	陸間用UPS(7.5kVA)	台	1	—	—	
	回転灯制御盤	台	1			
	回転灯	局	1			
	遮断機制御盤	台	1			
	遮断機	式	1			
	音声記録放送装置	台局	1			
	スピーカー	局	1			
野々田 2号 陸間	耐雷トランス	台	1	—	—	
	陸間用UPS(7.5kVA)	台	1	—	—	
	回転灯制御盤	台	1			
	回転灯	局	1			
	遮断機制御盤	台	1			
	遮断機	式	1			
	音声記録放送装置	台局	1			
	スピーカー	局	1			
野々田 3号 陸間	耐雷トランス	台	1	—	—	
	陸間用UPS(7.5kVA)	台	1	—	—	
	回転灯制御盤	台	1			
	回転灯	局	1			
	音声記録放送装置	台局	1			
	スピーカー	局	1			
清水 1号 陸間	耐雷トランス	台	2	—	—	
	陸間用UPS(7.5kVA)	台	1	—	—	
	回転灯制御盤	台	1			
	回転灯	局	1			
	音声記録放送装置	台局	1			
	スピーカー	局	1			
清水 2号 陸間	耐雷トランス	台	2	—	—	
	陸間用UPS(7.5kVA)	台	1	—	—	
	回転灯制御盤	台	1			
	回転灯	局	1			
	音声記録放送装置	台局	1			
	スピーカー	局	1			
清水 3号 陸間	耐雷トランス	台	2	—	—	
	陸間用UPS(7.5kVA)	台	1	—	—	
	回転灯制御盤	台	1			
	回転灯	局	1			
	音声記録放送装置	台局	1			
	スピーカー	局	1			
【特記事項】						
判定ランク凡例						
A 機能上は問題なく、現状維持または経過観察等に対応できるもの						
B 機能上は問題ないが、精密な調査または補修等を要するもの						
C 至急改修を要するもの						

点検整備総括表

						令和 年度
施設	点検機器	単位	数量	点検実施日	判定ランク	備考
清水 4 号 陸 閘	耐雷トランス	台	2	—	—	
	陸閘用UPS(7.5kVA)	台	1	—	—	
	回転灯制御盤	台	1			
	回転灯	局	1			
	音声記録放送装置	台	1			
	スピーカー	局	1			
清水 5 号 陸 閘	耐雷トランス	台	1	—	—	
	陸閘用UPS(7.5kVA)	台	1	—	—	
	回転灯制御盤	台	1			
	回転灯	局	1			
	音声記録放送装置	台	1			
	スピーカー	局	1			
清水 6 号 陸 閘	耐雷トランス	台	2	—	—	
	陸閘用UPS(7.5kVA)	台	1	—	—	
	回転灯制御盤	台	1			
	回転灯	局	1			
	音声記録放送装置	台	1			
	スピーカー	局	1			
清水 7 号 陸 閘	耐雷トランス	台	1	—	—	
	陸閘用UPS(7.5kVA)	台	1	—	—	
	回転灯制御盤	台	1			
	回転灯	局	1			
	音声記録放送装置	台	1			
	スピーカー	局	1			
清水 8 号 陸 閘	耐雷トランス	台	1	—	—	
	陸閘用UPS(7.5kVA)	台	1	—	—	
	回転灯制御盤	台	1			
	回転灯	局	1			
	音声記録放送装置	台	1			
	スピーカー	局	1			
清水 9 号 陸 閘	耐雷トランス	台	1	—	—	
	陸閘用UPS(7.5kVA)	台	1	—	—	
	回転灯制御盤	台	1			
	回転灯	局	1			
	音声記録放送装置	台	1			
	スピーカー	局	1			
【特記事項】						
判定ランク凡例						
A 機能上は問題なく、現状維持または経過観察等に対応できるもの						
B 機能上は問題ないが、精密な調査または補修等を要するもの						
C 至急改修を要するもの						

(様式2)

点 検 整 備 詳 細 報 告 書

地区名		箇所名		水門、陸閘名称	
整理番号		点検頻度	☐ 巡視 ☐ 月点検 ☒ 年点検 ☐ 臨時()		
天候・気温		点検日		点検者	
1 判定区分					
2 総合所見					
3 異常(原因等)及び整備の状況					
4 処置済みまたは要処置事項					

注 (1) 総合所見には点検結果を総括的に記述するとともに、必要に応じて今後の改修における留意点を記述すること。

(2) 判定区分欄には、以下の凡例で記入すること。

A 機能上は問題なく、現状維持または経過観察等で対応できるもの

B 機能上は問題ないが、精密な調査または補修等を要するもの

C 至急改修を要するもの

(3) 異常の状況は、水門設備点検表の区分、点検部位、点検項目ごとに点検結果、原因等を記載すること。

点 検 記 録 表 (電気設備)

地区名		箇所名		水門、陸閘名称	
整理番号		点検頻度	☐ 巡視 ☐ 月点検 ☒ 年点検 ☐ 臨時()		
天候・気温		点検日		点検者	

区分	点検項目	点検内容	点検方法	点検結果	判定基準
音声記録放送装置	外観点検	接続部の確認	目 視	良・否	・コネクタ、端子台に緩みがないこと
		据付状態の確認	目視、触診	良・否	・傷、錆がないこと
	測定試験	絶縁抵抗測定	測 定	良・否	・規定値内であること
		接地抵抗測定	測 定	良・否	・規定値内であること
		入力電圧	測 定	良・否	・規定値内であること
		出力電圧(制御電源1)	測 定	良・否	・規定値内であること
		出力電圧(制御電源2)	測 定	良・否	・規定値内であること
		出力電圧(回転灯)	測 定	良・否	・規定値内であること
	動作試験	警報一斉1(大津波警報)	動作確認	良・否	・選択、起動、停止が正常に動作すること ・状態表示が適正であること
		警報一斉2(津波警報)	動作確認	良・否	・選択、起動、停止が正常に動作すること ・状態表示が適正であること
		警報一斉3(津波注意報)	動作確認	良・否	・選択、起動、停止が正常に動作すること ・状態表示が適正であること
		訓練警報一斉(津波訓練警報)	動作確認	良・否	・選択、起動、停止が正常に動作すること ・状態表示が適正であること
		試験警報一斉(試験警報)	動作確認	良・否	・選択、起動、停止が正常に動作すること ・状態表示が適正であること
		開放警報(試験警報)	動作確認	良・否	・選択、起動、停止が正常に動作すること ・状態表示が適正であること
		警報停止	動作確認	良・否	・選択、起動、停止が正常に動作すること ・状態表示が適正であること
	清掃	機器本体の清掃	清 掃	良・否	・機器本体の清掃
総合点検	対向試験 (故障出力)	回転灯故障の確認	動作確認	良・否	・故障表示が適正であること
		拡声放送故障の確認	動作確認	良・否	・故障表示が適正であること
	対向試験 (制御入力)	各警報 起動・停止	動作確認	良・否	・正常に動作すること
サイレン	外観点検	接続部の確認	目 視	良・否	・接続ケーブル、端子等の接続部に緩みがないこと
		据付状態の確認	目視、触診	良・否	・傷、錆がないこと
		破損、変形、変色	目 視	良・否	・破損、変形、変色がないこと
	動作点検	警報一斉1(大津波警報)	動作確認	良・否	・正常に動作すること
		警報一斉2(津波警報)	動作確認	良・否	・正常に動作すること

点 検 記 録 表 (電気設備)

地区名		箇所名		水門、陸閘名称	
整理番号		点検頻度	☐ 巡視 ☐ 月点検 ☒ 年点検 ☐ 臨時()		
天候・気温		点検日		点検者	

区分	点検項目	点検内容	点検方法	点検結果	判定基準
サイレン	動作点検	警報一斉3(津波注意報)	動作確認	良・否	・正常に動作すること
		訓練警報一斉(津波訓練警報)	動作確認	良・否	・正常に動作すること
		試験警報一斉(試験警報)	動作確認	良・否	・正常に動作すること
		開放警報(試験警報)	動作確認	良・否	・正常に動作すること
		警報停止	動作確認	良・否	・正常に動作すること
	対向試験(制御入力)	各警報 起動・停止	動作確認	良・否	・正常に動作すること
	清掃	機器本体の清掃	清 掃	良・否	・機器本体の清掃
サイレン 制御盤	外観点検	接続部の確認	目 視	良・否	・接続ケーブル、端子等の接続部に緩みがないこと
		据付状態の確認	目視、触診	良・否	・傷、錆がないこと
		破損、変形、変色	目 視	良・否	・破損、変形、変色がないこと
	測定試験	電圧、絶縁抵抗測定	測 定	良・否	・規定値内であること
	清掃	機器本体の清掃	清 掃	良・否	・機器本体の清掃
回転灯	外観点検	接続部の確認	目 視	良・否	・接続ケーブル、端子等の接続部に緩みがないこと
		据付状態の確認	目視、触診	良・否	・傷、錆がないこと
		破損、変形、変色	目 視	良・否	・破損、変形、変色がないこと
	動作試験	警報一斉1(大津波警報)	動作確認	良・否	・正常に動作すること
		警報一斉2(津波警報)	動作確認	良・否	・正常に動作すること
		警報一斉3(津波注意報)	動作確認	良・否	・正常に動作すること
		訓練警報一斉(津波訓練警報)	動作確認	良・否	・正常に動作すること
		試験警報一斉(試験警報)	動作確認	良・否	・正常に動作すること
		開放警報(試験警報)	動作確認	良・否	・正常に動作すること
		警報停止	動作確認	良・否	・正常に動作すること
	対向試験(制御入力)	各警報 起動・停止	動作確認	良・否	・正常に動作すること
	清掃	機器本体の清掃	清 掃	良・否	・機器本体の清掃
制御 回転 盤灯	外観点検	接続部の確認	目 視	良・否	・接続ケーブル、端子等の接続部に緩みがないこと
		据付状態の確認	目視、触診	良・否	・傷、錆がないこと
		破損、変形、変色	目 視	良・否	・破損、変形、変色がないこと
	測定試験	電圧、絶縁抵抗測定	測 定	良・否	・規定値内であること
	清掃	機器本体の清掃	清 掃	良・否	・機器本体の清掃
スピー カー	外観点検	接続部の確認	目 視	良・否	・接続ケーブル、端子等の接続部に緩みがないこと
		据付状態の確認	目視、触診	良・否	・傷、錆がないこと
		破損、変形、変色	目 視	良・否	・破損、変形、変色がないこと

点 検 記 録 表 (電気設備)

地区名		箇所名		水門、陸閘名称	
整理番号		点検頻度	☐ 巡視 ☐ 月点検 ☒ 年点検 ☐ 臨時()		
天候・気温		点検日		点検者	

区分	点検項目	点検内容	点検方法	点検結果	判定基準
スピーカ	動作試験	警報一斉1(大津波警報)	動作確認	良・否	・正常に動作すること
		警報一斉2(津波警報)	動作確認	良・否	・正常に動作すること
		警報一斉3(津波注意報)	動作確認	良・否	・正常に動作すること
		訓練警報一斉(津波訓練警報)	動作確認	良・否	・正常に動作すること
		試験警報一斉(試験警報)	動作確認	良・否	・正常に動作すること
		開放警報(試験警報)	動作確認	良・否	・正常に動作すること
		警報停止	動作確認	良・否	・正常に動作すること
遮断機	外観点検	接続部の確認	目 視	良・否	・接続ケーブル、端子等の接続部に緩みがないこと
		据付状態の確認	目視、触診	良・否	・傷、錆がないこと
		破損、変形、変色	目 視	良・否	・破損、変形、変色がないこと
	動作点検	警報一斉1(大津波警報)	動作確認	良・否	・正常に動作すること
		警報一斉2(津波警報)	動作確認	良・否	・正常に動作すること
		警報一斉3(津波注意報)	動作確認	良・否	・正常に動作すること
		訓練警報一斉(津波訓練警報)	動作確認	良・否	・正常に動作すること
		試験警報一斉(試験警報)	動作確認	良・否	・正常に動作すること
		開放警報(試験警報)	動作確認	良・否	・正常に動作すること
	対向試験(制御入力)	各警報 起動・復帰	動作確認	良・否	・正常に動作すること
	測定試験	電圧、絶縁抵抗測定	測 定	良・否	・規定値内であること
	清掃	機器本体の清掃	清 掃	良・否	・機器本体の清掃
制遮断盤機	外観点検	接続部の確認	目 視	良・否	・接続ケーブル、端子等の接続部に緩みがないこと
		据付状態の確認	目視、触診	良・否	・傷、錆がないこと
		破損、変形、変色	目 視	良・否	・破損、変形、変色がないこと
	測定試験	電圧、絶縁抵抗測定	測 定	良・否	・規定値内であること
	清掃	機器本体の清掃	清 掃	良・否	・機器本体の清掃
水位計	外観点検	汚れ、変色	目 視	良・否	・汚れ、変色がないこと
		ごみ、流木、土砂等	目 視	良・否	・ごみ、流木、土砂等がないこと
	内水位計	据付状態の確認	目 視	良・否	・異常がないこと
	外水位計	据付状態の確認	目 視	良・否	・異常がないこと
	測定試験	電圧、絶縁抵抗測定	測 定	良・否	・規定値内であること
	表示試験	実測値測定	測 定	良・否	・実測値と指針表示値が合致すること

測定記録等詳細報告書

地区名		箇所名		水門、陸閘名称	
整理番号		点検頻度	☐ 巡視 ☐ 月点検 ☒ 年点検 ☐ 臨時()		
天候・気温		点検日		点検者	

1、音声記録放送装置盤 測定試験

測定項目	判定基準	測定値	判定	備考
入力電圧	AC 100V±10%以内であること		良・否	
出力電圧 (AC/DC1)	DC 24V±10%以内であること		良・否	
出力電圧 (AC/DC2)	DC 24V±10%以内であること		良・否	
出力電圧 (AC/DC3)	DC 24V±10%以内であること		良・否	
出力電圧 (階段照明)	AC 100V±10%以内であること		良・否	
絶縁抵抗測定	電源回路(1)～大地間で2MΩ以上であること		良・否	
	電源回路(2)～大地間で2MΩ以上であること		良・否	
接地抵抗測定	D種接地の基準(100Ω以下)であること		良・否	

2、対向試験(遠方監視制御装置側より制御入力)

項目	音声記録放送装置	拡声放送	回転灯	スピーカ	サイレン	遮断機
警報一斉1 (大津波警報)	良・否	良・否	良・否	良・否	良・否	良・否
警報一斉2 (津波警報)	良・否	良・否	良・否	良・否	良・否	良・否
警報一斉3 (津波注意報)	良・否	良・否	良・否	良・否	良・否	良・否
訓練警報一斉 (津波訓練警報)	良・否	良・否	良・否	良・否	良・否	良・否
試験警報一斉 (試験警報)	良・否	良・否	良・否	良・否	良・否	良・否
開放警報起動 (試験警報)	良・否	良・否	良・否	良・否	良・否	良・否
警報停止	良・否		良・否			

測定記録等詳細報告書

地区名		箇所名		水門、陸閘名称	
整理番号		点検頻度	☐ 巡視 ☐ 月点検 ☒ 年点検 ☐ 臨時()		
天候・気温		点検日		点検者	

3、サイレン制御盤 測定試験

測定項目	判定基準	測定値	判定	備考
入力電圧	AC 200V±10%以内であること		良・否	
出力電圧 (ヒーター電源)	AC 200V±10%以内であること		良・否	
絶縁抵抗測定	電源回路(R)～大地間で2MΩ以上であること		良・否	
	電源回路(S)～大地間で2MΩ以上であること		良・否	

4、回転灯制御盤 測定試験

測定項目	判定基準	測定値	判定	備考
入力電圧	AC 200V±10%以内であること		良・否	
出力電圧 (ヒーター電源)	AC 200V±10%以内であること		良・否	
絶縁抵抗測定	電源回路(R)～大地間で2MΩ以上であること		良・否	
	電源回路(S)～大地間で2MΩ以上であること		良・否	

5、遮断機制御盤 測定試験

測定項目	判定基準	測定値	判定	備考
入力電圧	AC 200V±10%以内であること		良・否	
出力電圧 (ヒーター電源)	AC 200V±10%以内であること		良・否	
絶縁抵抗測定	電源回路(R)～大地間で2MΩ以上であること		良・否	
	電源回路(S)～大地間で2MΩ以上であること		良・否	

測定記録等詳細報告書

地区名		箇所名		水門、陸閘名称	
整理番号		点検頻度	☐ 巡視 ☐ 月点検 ☒ 年点検 ☐ 臨時()		
天候・気温		点検日		点検者	

6、遮断機(海側) 測定試験

測定項目	判定基準	測定値	判定	備考
入力電圧	AC 100V±10%以内であること		良・否	
絶縁抵抗測定	電源回路(1)～大地間で2MΩ以上であること		良・否	
	電源回路(3)～大地間で2MΩ以上であること		良・否	

7、遮断機(陸側) 測定試験

測定項目	判定基準	測定値	判定	備考
入力電圧	AC 100V±10%以内であること		良・否	
絶縁抵抗測定	電源回路(1)～大地間で2MΩ以上であること		良・否	
	電源回路(3)～大地間で2MΩ以上であること		良・否	

測定記録等詳細報告書

地区名		箇所名		水門、陸閘名称	
整理番号		点検頻度	☐ 巡視 ☐ 月点検 ☒ 年点検 ☐ 臨時()		
天候・気温		点検日		点検者	

8、水位計 測定試験

測定項目	判定基準	測定値	判定	備考
入力電圧	AC 100V±10%以内であること		良・否	
絶縁抵抗測定	電源回路(1)～大地間で2MΩ以上であること		良・否	
	電源回路(2)～大地間で2MΩ以上であること		良・否	

9、水位計 表示試験

測定項目	電流発生器	変換器			判定	オフセット値	備考
	出力設定	初期値	設計値	実測値			
	m	m	m	m			
内水位計	0.00	0.00	4.00		良・否		
	2.50	2.50	8.00		良・否		
	5.00	5.00	12.00		良・否		
	7.50	7.50	16.00		良・否		
	10.00	10.00	20.00		良・否		
外水位計	0.00	0.00	4.00		良・否		
	2.50	2.50	8.00		良・否		
	5.00	5.00	12.00		良・否		
	7.50	7.50	16.00		良・否		
	10.00	10.00	20.00		良・否		

※ただし、水面が波立っていて正確に現在水位を実測できない場合、水位表示と出力が合っているか確認することで良とする。

機器ロックについて（水門）

1 概要

大船渡土木センター管理の水門・陸閘（自動閉鎖システム対象：一部を除く）では、機側操作盤にて「機側」選択であっても遠隔から指令が送信された場合は遠隔指令を優先とする制御となっています。作業員の安全を確保するため作業前に機器ロックを実施するをお願いします。

2 手順

No.	手順	場所	機器	操作者	時間	チェック	備考
1	現場入所	現地	—	—	:		
2	保守モード設定依頼	現地	—	点検者	:		・河川港湾課へ保守設定を依頼 TEL：0192-27-9934
3	操作権切替 「遠隔」→「機側」	現地	機側操作盤	点検者	:		
4	動力主幹ブレーカー切替 「auto」→「manual」	現地	機側操作盤	点検者	:		
5	動力主幹ブレーカー「切」	現地	機側操作盤	点検者	:		・点検札貼付
6	DC100V主幹ブレーカー「切」	現地	機側操作盤	点検者	:		・点検札貼付
7	作業開始	現地	—	—	:		
8	作業終了	現地	—	—	:		
9	DC100V主幹ブレーカー「入」	現地	機側操作盤	点検者	:		・点検札外す
10	動力主幹ブレーカー「入」	現地	機側操作盤	点検者	:		
11	動力主幹ブレーカー切替 「manual」→「auto」	現地	機側操作盤	点検者	:		・点検札外す
12	操作権切替 「機側」→「遠隔」	現地	機側操作盤	点検者	:		
13	保守モード解除依頼	現地	—	点検者	:		・河川港湾課へ保守解除を依頼 TEL：0192-27-9934
14	現場退所	現地	—	—	:		

機器ロックについて（陸閘）

1 概要

大船渡土木センター管理の水門・陸閘（自動閉鎖システム対象：一部を除く）では、機側操作盤にて「機側」選択であっても遠隔から指令が送信された場合は遠隔指令を優先とする制御となっています。作業員の安全を確保するため作業前に機器ロックを実施するをお願いします。

2 手順

No.	手順	場所	機器	操作者	時間	チェック	備考
1	現場入所	現地	—	—	:		
2	保守モード設定依頼	現地	—	点検者	:		・ 河川港湾課へ保守設定を依頼 TEL : 0192-27-9934
3	操作権切替 「遠隔」→「機側」	現地	機側操作盤	点検者	:		
4	動力主幹ブレーカー切替 「auto」→「manual」	現地	機側操作盤	点検者	:		
5	動力主幹ブレーカー「切」	現地	機側操作盤	点検者	:		・ 点検札貼付
6	作業開始	現地	—	—	:		
7	作業終了	現地	—	—	:		
8	動力主幹ブレーカー「入」	現地	機側操作盤	点検者	:		
9	動力主幹ブレーカー切替 「manual」→「auto」	現地	機側操作盤	点検者	:		・ 点検札外す
10	操作権切替 「機側」→「遠隔」	現地	機側操作盤	点検者	:		
11	保守モード解除依頼	現地	—	点検者	:		・ 河川港湾課へ保守解除を依頼 TEL : 0192-27-9934
12	現場退所	現地	—	—	:		